

6 商外第 633 号  
令和 7 年 2 月 10 日

れんけいこうち日曜市出店事業  
市町村ご担当者 各位

高知市商業振興・外商支援課  
課長 松尾 大樹

## れんけいこうち日曜市出店事業に係る酒類販売について

日頃は、れんけいこうち日曜市出店事業にご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、これまで検討を重ねてまいりました、れんけいこうち日曜市出店事業における酒類販売について、令和 7 年度から、下記の出店条件を満たす場合に限り認めることとしましたのでお知らせします。

つきましては、貴市町村に所在する事業者、団体等の皆様に広く周知いただきますようお願いいたします。

なお、日曜市で酒類の販売を行う場合には、販売者が事前に高知税務署へ期限付酒類小売業免許の申請又は届出をしていただく必要があります。詳しくは、国税庁のホームページでご確認いただくか、高知税務署（088-822-1123）までお問合せください。

### 記

#### 《酒類販売の出店条件》

- ・当該酒類の製造者若しくは製造者が加盟する団体等（ただし、規約及び会員名簿を備える団体に限る。）が販売すること。
  - ・販売に必要な許可証等の写しを高知市に提出すること。  
※ 各市町村で内容をご確認の上、ご提出ください。
  - ・高知市が指定する小間で販売すること。
  - ・未開封商品のみ販売すること（その場で飲める状態で販売しないこと。ただし、試飲は除く。）。
- ※ その他「れんけいこうち日曜市出店事業」の出店ルールを遵守してください。

#### 《参 考》

（国税庁ホームページ）期限付酒類小売業免許について

<https://www.nta.go.jp/taxes/sake/menkyo/tebiki/kourigyoku2016/index.htm>

#### 【お問合せ先】

高知市商業振興・外商支援課 担当：陸野  
TEL：088-823-9375／FAX：088-823-4024  
MAIL：kc-151703@city.kochi.lg.jp